

町田市附属機関等ガイドライン

2005年8月

2022年3月一部改訂

目次

1 目的	1
2 定義（第2関係）	2
(1) 附属機関	2
(2) 懇談会	3
(3) 臨時委員・専門委員	5
3 設置（第3関係）	7
(1) 設置の判断	7
(2) 設置形態の検討	8
(3) 委員数の制限	8
(4) 設置等の手続き	8
(5) 設置等の留意事項	9
4 委員の選任（第4関係）	12
(1) 選任についての条件	13
(2) 委員依頼	15
(3) 報酬又は謝礼	16
5 公募（第5関係）	17
(1) 公募の必要性	17
(2) 公募委員の選任方法等	18

6 運営（第3、第6関係）	19
（1）会議の開催方法	19
（2）会議の運営の基本的事項	20
（3）会議の公開	20
（4）附属機関の運営の考え方	20
（5）懇談会の運営の考え方	20
（6）委員が出席できないとき	21
7 整理合理化（第7関係）	22
（1）所期の目的を達成したもの	22
（2）社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの	22
（3）活動が著しく不活発なもの	23
（4）他の行政手段等により代替可能なもの	23
（5）設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの	23
8 情報提供・公表	25
（1）附属機関等の動き	25
（2）各附属機関等のページ	25
9 施行	27

1 目的

本ガイドラインは、「町田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」（2002年4月1日施行。以下「設置運営要綱」という。）を補完し、その取扱いについての考え方を明らかにすることにより、附属機関及び懇談会（以下、「附属機関等」という。）の透明性及び公平性を確保し、参画と協働による行政の推進、開かれた市政の実現に資することを目的とする。

2 定義（第2関係）

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。
- (2) 懇談会 調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則又は要綱の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

(1) 附属機関

附属機関とは、執行機関（市長、行政委員会）がその内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために法律又は条例の定めるところにより市が設置する審議会、審査会等の機関をいう。

一般的に附属機関は、執行機関の内部組織の役割を補完する目的を持って、高度な専門性を必要とする場合、より市民に身近な立場からの情報を必要とする場合、特別に中立・公正の確保が必要な場合に専門性・近接性・外部性を有する組織を執行機関に附属する機関として設置するものである。

附属機関は、執行機関の実務を担うという点で、基本的には執行機関の内部組織と同等の機能を有するものであり、すなわち附属機関自体が主体性を持ち、事務を所掌し、与えられた役割の中で意思決定をも行うものである。

審議会、審査会等の名称を問わず附属機関としての性格を有する限り、条例以外の設置（要綱や規則での設置）は地方自治法上認められない。

地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

<行政実例>

「（地方自治法）第138条の4第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わず、また、臨時的、速急を要する機関であってもすべて条例によらなければ設置できない」（昭和27.11.19）

（2）懇談会

懇談会とは、規則又は要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを市が行う事務・事業の実施等に反映させることを目的として設置する委員会等の機関をいう。

懇談会は附属機関に準ずるものとされるが、その本質は全く異なるものである。懇談会には主体性はなく、その所掌する事務もなく、当然に意思決定も行えない。懇談会は、内部組織が執行機関の行政執行を補助するにあたり、必要な専門知識・市民意見などの情報を取得するための手段の一つということであって、実務を担うのはあくまで内部組織であり、内部の意思決定に資するためのものということになる。

なお、附属機関がその所掌事務を遂行するにあたり、必要な意見の聴取を行う手段として、本体の委員とは別に委員を集めて分科会・部会等を設置するような場合、その分科会・部会等が懇談会の性格を有する場合については当然に懇談会として扱うこととし、附属機関設置条例施行規則又は要綱で設置の根拠を明らかにするなど設置運営要綱及びこのガイドラインに沿って運用することとする。

※ 附属機関等と区別すべきもの

附属機関等とその性質が混同されやすい会議は、会としての検討結果等を市長に報告することを要しないとともに、以下の性質を有するもの等が考えられる。これらの会議についても、適切に運営を行う必要があるため、附属機関等の手続きを参考に、要綱以外の内規文書で運営方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。なお、附属機関等ではない会議については、総務課への事前調整や設置及び委員選任時の総務課長合議は不要とする。

(参考) 附属機関等と混同されやすい会議の性質例

- ① 市職員のみを構成員とし、内部の連絡調整、意見交換、連携協力の確認や、研修、研究等を行うために設置するもの 例) ○○庁内連絡会、○○庁内検討会
- ② 複数の関係者が協働して事業等を推進するにあたり、事業実施者、関係団体の代表者、一定の専門性を有し事業に関わる者等が、情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認などを行うため、関係者間の連絡調整の場として開催するもの 例) ○○事業担当者連絡会、自治体間の連絡調整会
- ③ 市と関係者・関係団体で構成し、イベント等、一時的な事業を共同で実施するために設置するもの 例) ○○実行委員会

(第2 定義)

- (3) 臨時委員 特別又は専門の事項を調査審議するために、法令又は条例の定めるところにより、臨時の必要に応じて附属機関に置かれる委員で、当該特別又は専門の事項に係る調査審議に関する当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有するものをいう。
- (4) 専門委員 専門の事項を調査審議するために、法令又は条例の定めるところにより、臨時の必要に応じて附属機関に置かれる補助的な委員で、当該専門の事項に係る調査審議に関する当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しないものをいう。

(3) 臨時委員・専門委員

附属機関には、法令、条例又は規則の定めるところにより、通常の委員のほかに臨時委員・専門委員を置くことができる。臨時委員は、特別又は専門の事項に関する審議に関して議決権を有し、通常の委員と同等の位置づけとなる一方、専門委員は、補助的委員であり、当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しない。

(参考) オブザーバーの規定について

附属機関等の設置根拠となる条例・規則・要綱に、「委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。」との規定がある場合は、通常の委員のほかにオブザーバーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

ただし、「委員長は」とあるとおり、委員以外の者に出席を求めるのは、委員長であることに留意する。

(参考) 地方自治法第174条第1項の専門委員について

設置運営要綱上の「専門委員」は、附属機関の中に置かれる補助的委員であり、地方自治法上の「専門委員」とは異なる。

地方自治法第174条第1項に規定される「専門委員」は独任制の機関であり、その職務には、長の諮問に対する答申も含まれる（昭和23.2.26行政実例）。地方自

治法上の専門委員は規則をもって設置することが適当であるとされており（昭和28.7.1行政実例）、町田市においては「町田市専門委員設置規則」で規定している。

地方自治法第174条

普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

設置運営要綱上の「専門委員」と地方自治法上の「専門委員」との比較

	設置運営要綱上の専門委員	地方自治法上の専門委員
設置根拠	附属機関の設置条例	専門委員設置規則
専門委員の位置づけ	附属機関の補助的委員	独任制の機関
委員の身分	非常勤の特別職	非常勤の特別職

3 設置（第3関係）

第3 附属機関の設置及び運営基準

附属機関の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。
- (3) 他の行政手段等に対応することが著しく困難であること。
- (4) 委員（臨時委員及び専門委員を除く。）の数は、20人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 臨時的な附属機関については、設置期限を明示するものとする。

※懇談会についても、この規定を準用する（設置運営要綱第6（6））

（1）設置の判断

附属機関等は、行政の公平性・中立性の担保、行政の専門化への対応、さらに行政への市民参画の重要な手段の一つとして行政運営に大きな役割を果たす一方で、

① 行政責任が不明確、② 事務処理の煩雑化、③ 運営が形式的になりがち等の問題点も指摘されているところである。

そこで附属機関等の設置については、以下の判断基準に従って設置の必要性について十分に検討し、その内容を説明できるよう文書で明らかにすることとする。

附属機関等の設置の判断基準

- ① 法律（条例・規則・要綱ではない。）で設置しなければならないと決められているか（「設置できる」ではないことに注意）。
- ② 公聴会やアンケート、パブリックコメント等の活用、関係団体の意見聴取等の他の方法と比較してなお附属機関等によることが最適であるか。
- ③ 既存の附属機関等を活用することはできないか。

(2) 設置形態の検討

附属機関等の設置にあたっては、その附属機関等に何を求めているのかなど、設置目的を明らかにし、以下の行政執行における附属機関等の位置づけを参考に、どの形態で設置することが最適であるか検討すること。

行政執行における附属機関等の位置づけ

- ① 附属機関については、地方自治法で用意された制度であり（合理的な理由がある場合には、別の意思決定をすることも制度的には可能であるが）基本的に執行機関は、調査、調停、審査等の答申を踏まえて行政執行することが予定される。
- ② 懇談会については、学識経験者や市民等の意見聴取等を主な目的としている。懇談会の意見等が、市としての結論である必要はなく、各論併記も十分にあるものである。また、その意見等は、市の意思決定に資する点においては尊重すべきものであるが、それに縛られるものではない。

(3) 委員数の制限

委員数については、議論の充実や迅速化を図るため、必要最小限の人数とし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合を除き、20人を上限とする。

なお、委員数には臨時委員及び専門委員を含めない。

(4) 設置等の手続き

ア 設置等の起案

附属機関等の設置、廃止、統合については、条例・規則・要綱の制定又は改正の起案の前に、設置等の起案を行い、市長決裁又は教育長決裁でその意思決定を受ける。起案にあたっては、以下の基本的事項と要点を明記し、町田市事務決裁規程にもとづき、必ず総務課長へ合議する。

設置起案に記載すべき基本的事項	記載の要点
1 設置目的	設置の目的を具体的に記載すること。
2 設置根拠	設置の根拠となる法令等を明示する。設置起案後に条例、規則又は要綱を制定予定の場合は、その旨を記載すること。
3 委員構成	委員構成・委員定数を記載する。併せて、委員の任期についても記載すること。
4 今後のスケジュール	記載できる範囲で明らかにすること。

※ 設置運営要綱に、選任しないことと規定されている市職員（会計年度任用職員を含む）及び市議会議員を委員構成に含める場合は、理由を付記すること。

※ その他、所管課で必要と認める事項がある場合は、適宜、起案の中に記載すること。委員への報酬又は謝礼の額について記載し、あわせて意思決定を受けることも可能。

イ 条例・要綱等の制定・改廃

附属機関であれば条例（法律による必置機関を除く。）、懇談会であれば規則又は要綱の制定又は改廃が必要になる。例規審査に時間を要するので、特に条例の制定・改廃を行う場合は、議案を提出する議会の日程を確認し、時間的余裕を持って手続きを行う。

（５）設置等の留意事項

ア 附属機関設置に係る留意事項

附属機関の設置、廃止においては、町田市組織規則（第４章 附属機関）又は町田市教育委員会組織規則の改正が必要になるので、総務部総務課又は学校教育部教育総務課へ改正依頼を行う。

あわせて、附属機関の委員報酬に関して、町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第2条、別表（第3条関係））の改正が必要になる場合があるため、総務部職員課へ相談する。

イ 懇談会設置に係る留意事項

懇談会の設置にあたっては、附属機関との機能と権限の違いを明確にするため、規則又は要綱の作成の段階から以下の点について留意する。

第6 懇談会の設置及び運営基準

懇談会の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会の設置及び運営に係る定めは、規則又は要綱で規定すること。この場合において、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。
- (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（定足数及び採決をいう。）による運営は行わないこと。
- (3) 懇談会の名称については、附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」及び「調査会」の名称を用いないこと。
- (4) 懇談会の所掌事務については、附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」及び「答申する」の表現を用いないこと。
- (5) 懇談会の検討結果については、附属機関と誤って受け取られるような「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告書」、「提言書」及び「意見書」等の表現を用いること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の設置及び運営、委員の選任並びに公募委員の募集及び選考方法については、第3から第5までの規定を準用する。この場合において、第3第7号中「ときは、法令並びに町田市の条例及び規則に抵触しない限り」とあるのは「場合において、懇談会の長が必要があると認めるときは」と、「よる調査審議」とあるのは「より、委員から意見の聴取等」と読み替えるものとする。

附属機関等の手続きの流れ

- ① 所管課での検討・整理（総務課へ事前調整）
- ② 設置の起案（設置の必要性・目的・役割）

総務課長合議

- ③ 設置の決定（市長又は教育長決裁）
- ④ 設置条例・規則・要綱の例規事前審査
- ⑤ 条例・規則・要綱制定の起案
- ⑥ 条例・規則・要綱制定の決定

総務課長供覧

（→附属機関については、別途、町田市組織規則[※]と町田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正依頼を総務部（総務課[※]、職員課）へ行うこと）

※教育委員会の附属機関の場合は、町田市教育委員会組織規則の改正を教育総務課に依頼する。

- ⑦ 委員の公募（必要に応じて）
- ⑧ 委員選任の起案（総務課へ事前調整）

総務課長合議

- ⑨ 委員選任の決定（附属機関の委員：副市長決裁又は教育委員会案件）
懇談会の委員：部長決裁）

- ⑩ 委員委嘱
- ⑪ 開催

（→附属機関等の会議の公開については、「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」及びその施行規則の定めに従い、適正、適切な手続きを行うこと。）

4 委員の選任（第4関係）

第4 附属機関の委員の選任

- 1 附属機関の委員（臨時委員及び専門委員を除く。以下同じ。）の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - （1）広く市民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。
 - （2）公募制の導入は、附属機関の設置目的、性格、審議内容等を勘案した上で行うこと。
 - （3）委員（臨時委員及び専門委員を除く。）の男女の構成比率は、一方が委員定数の40パーセント未満にならないよう努めること。
 - （4）市職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
 - （5）市議会議員を選任するときは、執行機関、議決機関相互の牽制と均衡のもとに民主的かつ適正な行政運営を図ろうとする地方自治法の趣旨に沿って運用すること。
 - （6）委員の在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。
 - （7）同一人に複数の委員の職が集中しないようにすること。やむを得ず兼務する場合については、原則として5機関までとすること。
 - （8）他の附属機関の委員の職にある者を公募委員として選任しないこと。
- 2 前項第7号の規定は、委員について、団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者として選任する場合は、適用しない。

※懇談会についても、この規定を準用する（設置運営要綱第6（6））

(1) 選任についての条件

- ① 附属機関等の委員の選任に当たっては、附属機関等の目的の推進やその機能を十分に発揮できるよう、「広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を確保すること」が求められる。「幅広い年齢層から適切な人材を確保」するために委員の年齢構成は、偏りが生じないようにすること。ただし、特定の年齢層を対象とする施策・事業に資するために当該年齢層の委員を選任する等、附属機関等の目的に沿った年齢層の集中については、必要な限りにおいて当然に認められるものである。
- ② 委員の男女の構成比については、「町田市男女平等推進計画」に掲げる女性委員割合40%以上を目標にするとともに、男性のみ、女性のみといった性別の極端な偏りが生じないように配慮すること。

※ 男女比において、どちらかが40%未満となる場合は、その理由を委員委嘱の起案で明らかにすること。

- ③ 附属機関等が内部組織の機能を補うことを目的としていることから、市職員については原則として委員に選任しないこととし、運営に参加する場合は事務局として関与することとする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合や附属機関等の性格からどうしても必要と判断される場合には、市職員を委員に選任することは可能とする。その際、業務命令による選任の場合は委員としての報酬等は支払わないこととする。

※ 市職員には、会計年度任用職員、小・中学校校長も含まれる。

- ④ 議決機関と執行機関の役割の違いを踏まえ、議決機関の構成員である市議会議員についても、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合を除き、委員に選任しないこと。

※「法令に定めがある場合」とは法律や政令若しくは都条例など市以外で定められた場合をいい、市の条例等での規定は該当しない（③、④関連）。

※「どうしても必要と判断される場合」「その他特別の事情がある場合」は、その理由を附属機関等設置の起案で明らかにすること（③、④関連）。

- ⑤ 同一の委員について10年を超える委嘱をしないこと。例外として、学識経験者で同等の知識、経験等を有する他の者がいない場合その他やむを得ない場合に限り可能とする。

※ 同一の委員について10年を超える委嘱を行う場合は、その理由を委員委嘱の起案で明らかにすること。

- ⑥ より多くの市民の参加を求めるとともに、当該委員への負担の集中を避けるために、同一人の委員の兼任は極力しないこととし、やむを得ない場合でも原則として5機関を上限とする。

ただし、委員について、関係団体選出の委員や関係行政機関の充て職による委員など、団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者として選任する場合は、兼任の制限はない（設置運営要綱第4第2項）。

※ 毎年度実施する附属機関等に関する調査と委員選任の際の合議をもとに、総務部総務課にて附属機関等の委員の名寄せリストを作成している。委員委嘱の起案において総務課長合議の際に否決となることを避けるため、事前に当該候補者の兼任状況について総務課へ照会することが望ましい。

- ⑦ 公募委員については、市民の幅広い意見を聴く趣旨から、他の機関の委員との兼任はできないものとする（設置運営要綱第4第1項第8号）。

※ 公募の際には、応募資格として「他の附属機関等の委員となっていない者」を加えること。

(2) 委員依頼

委員の依頼に際しては、当該附属機関等の役割（答申として行政執行の前提となるものが欲しいのか、市民等の意見を聞く場なのか等）、委員に求めるもの（学識経験者としての知識や事実認識に限るのか、それらを踏まえた委員個人の見解も含むのか、会長であれば意見を集約することも含まれるのか等）、委員自身の責任（市に対してその諮問の趣旨から逸脱しない範囲で審議し答申すること等）を十分に説明することとし、運営に際し、委員と事務局の方向性が異なることのないように留意すること。特に附属機関においては、その結論がその後の行政執行に多大なる影響を与えるものであることから、委員の依頼の際は、当該附属機関等の運営の仕方及び市が諮問する内容について十分な説明を行うことが重要である。

また、関係団体選出の委員については関係団体の参加の必要性について十分に精査し、その理由を明確にするとともに、推薦の依頼に当たっては、(1)の選任条件（特に、附属機関等の男女構成や委員の再任）について留意し、「団体の代表」について当該関係団体の会長等に限定せず、適任者が得られるよう配慮すること。

(参考) 委員の分類

- ① 学識経験者（※）
- ② 市民 i) 公募 ii) その他
- ③ 関係団体選出
- ④ 行政機関の職員等
- ⑤ その他

※ 学識経験者の定義

附属機関等の委員としての学識経験者とは、学術・技術上の研究や特定の業務に深い知識又は経験を有する専門家としての意見を求めるためのものであり、次のようなものとする。

- ① 当該附属機関等の所掌事項を専門領域として研究している人
(大学教授・准教授・講師、研究機関の研究員等)
- ② 同種の附属機関等に関わり、豊富な経験と高い見識を持っている人
(国、地方自治体で同種の審議会に関わっている、又は関わっていた職員)
- ③ その他当該附属機関等が所掌する分野に対し、豊富な経験、見識を有すると認められる人
(弁護士、税理士等)

(3) 報酬又は謝礼

法律又は条例に基づく附属機関の委員の身分は、非常勤の特別職の職員と位置づけられ、その勤務の反対給付として報酬が支給される(地方公務員法第3条、地方自治法第203条の2)。よって附属機関設置の条例制定時にはあわせて(通常附則で)

「町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を行い、報酬額を定めることになる。報酬額の算定に当たっては、他の附属機関との均衡を考慮するとともに、特別な事情がある場合には算定根拠を明確にすること。

一方、条例によらない懇談会の委員については、報酬ではなく、役務の提供に対する対価としての謝礼及び費用弁償を支払う。附属機関とは異なり、条例で金額を規定しないので、謝礼及び費用弁償を定めた意思決定起案が必要になる。算定については附属機関と同様とするが、関係団体選出の市民委員と公募の市民委員の金額が異なるような場合は、理由又は算定根拠を明らかにすること(例えば公募委員は謝礼無しで交通費のみとし、関係団体委員は通常の謝礼とする等)。

5 公募（第5関係）

第5 公募委員の募集及び選考方法

- 1 公募委員を募集するときは、市広報紙等に次に掲げる事項を掲載し、広く周知を図り、説明責任の趣旨に沿って運用するものとする。
 - (1) 募集趣旨
 - (2) 募集人員
 - (3) 応募資格
 - (4) 応募方法
 - (5) 任期
- 2 公募委員の選考は、次の各号のいずれかの方法によらなければならない。
 - (1) 附属機関の設置目的等に関する論文等の提出
 - (2) 前号の方法になじまないときは、その他の選考方法
- 3 前項第1号の規定により論文等の提出を求めたときは、その内容で判断するものとする。ただし、当該論文等の内容で判断しがたいときは、抽選その他の方法により選考するものとする。

※懇談会についても、この規定を準用する（設置運営要綱第6（6））

（1）公募の必要性

行政執行における意思決定過程への市民参画が近年ますます重要になってきている。公聴会やアンケート、パブリックコメント等市民参画の方法は様々あるが、その方法の一つとして附属機関等への公募委員の参加がある。

附属機関等の公募委員は選挙で選ばれている議員などと異なり市民代表というわけではない。公募委員の役割は、市民感覚すなわち当該附属機関等のテーマに直接関係する生活者（住民）としての立場からの一般的常識的意見による参加ということになる。ただし、公募委員の意見が、常に多数の市民感覚と合致しているとは限らないこ

とから、その合致性を確保しようとする多数の公募委員が必要になる。しかし、附属機関等の運営を効率的に行うためには、委員の多数化は望ましくないので、例えば、附属機関に懇談会として市民部会を設置し、その代表者を附属機関の委員とする（懇談会にさらに懇談会を設置するのは性質上適切ではない。）などの手法をとる必要がある。これらを踏まえて意思決定過程への市民参画の方法として公募委員の参加が適切かどうか判断する必要がある。設置運営要綱第4（2）で「公募制の導入は、附属機関の設置目的、性格、審議内容等を勘案した上で行うこと。」としている。よって公募委員の必要性について必ず検討し、必要と認められる場合に公募を行うこととする。

また、これらについて附属機関等の設置者である執行機関だけでなく参加していただく委員にも理解してもらうことが重要である。

（2）公募委員の選任方法等

市民委員の公募を行う場合は設置運営要綱第5「公募委員の募集及び選考方法」及び以下の点に留意し、適正な手続きを行うこと。

ア 公募委員の枠

公募委員数は当該附属機関等の審議事項等を考慮し妥当な数の確保に努めることとするが、公募制の導入が委員定数の増加につながらないように留意すること。

イ 応募資格 以下の条件を基本とする。

- ・町田市内に住所を有する者
- ・町田市の他の附属機関等の委員となっていない者

（設置運営要綱第4「附属機関の委員の選任」より、委員の兼任は5機関までとなっているが、公募委員については、他の機関の委員（公募か否かを問わず）との兼任は不可とする。）

6 運営（第3、第6関係）

（第3 附属機関の設置及び運営基準）

（6）会議は、会議を開催する場所に委員が参集する方法、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話するための電子情報処理組織をいう。）により委員が参加する方法その他の会議の双方向性及び即時性を確保できる方法により行うこと。

（7）災害その他やむを得ない理由により、前号に規定する方法により会議を行うことができないときは、法令並びに町田市の条例及び規則に抵触しない限り、書面による調査審議を行うことができること。

※懇談会についても、この規定を準用する（設置運営要綱第6（6））一部読み替えあり

（1）会議の開催方法

会議は、即時性・双方向性を確保する必要があることから、会議室等に委員が参集して行うか、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話できる方法）で行うことを基本とする。

災害その他のやむを得ない理由により、参集またはオンライン会議システムでの開催が困難な場合は、法令や条例又は規則に規定に抵触しない限り、書面による調査審議を行うことができるものとする。例えば、法令・条例・規則に「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」等の規定がある場合は、書面による調査審議の実施根拠を明確にし、手続きの瑕疵を問われることのないよう注意すること。

なお、懇談会については、災害その他のやむを得ない理由により、参集またはオンライン会議システムでの開催が困難な場合、懇談会の長が必要があると認めるときは、書面により委員から意見の聴取等を行うことができるものとする。（設置運営要綱第6（6）読み替え）

(2) 会議の運営の基本的事項

附属機関等の運営については、市民に対して積極的に情報を提供するなどその透明性を確保し、市民参画の推進を図るものとする。また、委員に対しては会議資料の事前説明や事前配布など、意見を述べる準備ができるような配慮をし、審議の活性化や会議運営の効率化を図るための工夫に努めること。

(3) 会議の公開

附属機関等の会議の公開については、「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」及びその施行規則の定めに従い、適正、適切な手続きを行うこと。

(4) 附属機関の運営の考え方

執行機関は、附属機関が出した結論を基本的には尊重すべきである。よって、尊重できる範囲内で諮問等をする必要がある（完全に自由な形で諮問すると、実行できない答申をされ、結論の取扱いについて委員とトラブルになってしまう恐れがある。）。特に政策審議のための附属機関を設置する場合には、具体的な検討課題を示して諮問するなど事務局側の意図を明確にした運営が必要である。

ただし、議論自体を事務局が誘導するようなことは附属機関の自由な議論の妨害になりかねないので行わないこと。

(5) 懇談会の運営の考え方

懇談会は、公聴会やアンケート、パブリックコメント等と同様に主には市民意見の聴取や資料等の提供などを目的としたものであり、合議制機関としての機関意思を表明する附属機関との機能と権限の違いを常に意識し、市民、特に委員に対して、誤解を与えないような運営が必要である。

設置運営要綱第6「懇談会の設置及び運営基準」（本ガイドライン10ページ）に十分留意すること。

(6) 委員が出席できないとき

委員の都合により附属機関等に出席できない場合は、会議の開催方法や日程の変更等により、すべての委員が出席できるよう調整を行うこと。

十分に調整した上で委員から欠席の申し出があった場合は、欠席として取り扱う。

(参考) 代理人の出席について

附属機関等の委員は、その附属機関等の設置目的や趣旨に適う人物を、その個性や特性などに着目して選任するものであるため、代理人が出席することは原則、認められない。

ただし、委員個人の個性や特性に着目しない関係団体選出の委員や行政機関の充て職による委員について、条例又は規則等に代理出席ができる旨の規定がある場合はこの限りではない。

7 整理合理化（第7関係）

第7 附属機関等の設置の見直し

既に設置されている附属機関等が、次の各号のいずれかに該当したときは、その廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

現在存在する（特に条例・規則・要綱は存在するが委員の委嘱はしておらず休止中のものを含め）附属機関等については、改選期等に廃止または統合を検討すること。

(1) 所期の目的を達成したもの

所期の目的を達成したもの、例えば答申や報告を受けたものについては、速やかに条例・規則・要綱の廃止を行い、いたずらに条例・規則・要綱を残して、廃止の時機を逸しないこと。

現に廃止の時機を逸しているものがあれば、速やかに廃止すること。

(2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの

審議事項等の減少や必置規制の緩和などがあれば検討対象とする。特に必置規制の緩和が行われている場合は、附属機関等の必要性について必ず検討すること。

(3) 活動が著しく不活発なもの

過去3年度において各年度の開催回数が2回以下の附属機関等で、その案件が代表者等の選任、事業計画の決定、事業報告等の説明のみであるときは原則として廃止又は統合することとする。ただし、必要に応じて随時開催するものについてはこの限りではない。

(4) 他の行政手段等により代替可能なもの

附属機関等の審議事項が専門知識、客観性・中立性、又は市民参画の必要性などのいずれにも関するものでなく、職員の一般的な事務処理によっても対応が可能な場合は必ず廃止する。また主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務について、公聴会やアンケート、パブリックコメント等の他の方法で、より簡便、効率的、かつ合理的に市民の意見を得ることができる場合は、それらの方法の導入を検討すること。

(5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

所管課が異なっても類似又は同種の機能を持つ附属機関等は、統合する。ただし、附属機関と懇談会との統合を行う場合は、懇談会の機能が附属機関とするのにふさわしいか検討の必要がある。法令で設置が義務付けられ、名称、組織、所掌事務の全てが定められている附属機関を除き、附属機関等を統合する場合は、それぞれの設置条例・規則又は要綱のうち最も上位（条例＞規則＞要綱）の1つに全ての設置目的を規定し、必要に応じて名称、組織等の規定を変更し、残りの設置条例・規則・要綱を廃止することとする。

なお、附属機関の廃止においては設置と同様に町田市組織規則又は町田市教育委員会組織規則の改正が必要になる。

廃止・統合手続きの流れ

① 所管課での検討・整理（総務課へ事前調整）

② 廃止・統合の起案（理由）

総務課長合議

③ 廃止・統合の決定（市長又は教育長決裁）

④ 廃止・統合に係る条例・規則・要綱の例規事前審査

⑤ 廃止・統合に係る条例・規則・要綱の起案

⑥ 廃止・統合に係る条例・規則・要綱の決定

総務課長供覧

⑦ 廃止・統合

（→附属機関については、別途、町田市組織規則[※]と町田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正依頼を総務部（総務課[※]、職員課）へ行うこと）

※教育委員会の附属機関の場合は、町田市教育委員会組織規則の改正を教育総務課に依頼する。

8 情報提供・公表

会議の公開については6の(3)公開で述べたとおり、「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」及びその施行規則の規定に従って適切な事務を行う必要があるが、その他の情報についても透明で公平・公正な行政の推進のために積極的な情報の公開に努めることとし、以下のとおりとする。

(1) 附属機関等の動き

総務課において、町田市公式ホームページのトップページ>市政情報>審議会等の直下に、「町田市の附属機関と懇談会の概要」というページを作成し、附属機関等の状況及び一覧を公開する。

なお、附属機関等の一覧に掲載する項目は以下のとおりとする。

- ① 名称
- ② 設置目的
- ③ 設置根拠（法律・条例・規則・要綱名）
- ④ 委員構成（学識経験者、関係団体代表、公募市民等）
- ⑤ 委員定数
- ⑥ 任期
- ⑦ 所管課・連絡先

(2) 各附属機関等のページ

所管課において、各附属機関等の運営状況（委員名簿、会議録、答申書又は報告書等）を公開するためのページを作成するよう努めることとし、当該ページについて

は、町田市公式ホームページのトップページ＞市政情報＞審議会等の直下のページ「附属機関の運営状況」又は「懇談会の運営状況」とリンクさせること。

なお、附属機関等を廃止した場合は、附属機関等の運営状況に係るページを削除する、あるいは、「附属機関の運営状況」又は「懇談会の運営状況」のページからリンクを外すこと。

9 施行

この指針は、2005年9月1日から施行する。

附則

2008年4月 一部改訂

2010年7月 一部改訂

2013年1月 一部改訂

2017年4月 一部改訂

2021年4月 一部改訂

名称を「町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針」から「町田市附属機関等ガイドライン」に変更する。

2022年3月 一部改訂